

○さいたま市建築等関係事務手数料条例（抜粋）

平成13年5月1日

条例第73号

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
<p>52 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地造成認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの</p> <p>(2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの</p> <p>(3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの</p> <p>(4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの</p> <p>(5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの</p> <p>(6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの</p> <p>(7) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの</p> <p>(8) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上もの</p>	<p>1件につき 86,000円</p> <p>1件につき 130,000円</p> <p>1件につき 190,000円</p> <p>1件につき 260,000円</p> <p>1件につき 390,000円</p> <p>1件につき 510,000円</p> <p>1件につき 660,000円</p> <p>1件につき 870,000円</p>